

第 1 編 産業廃棄物

第 4 章 建設廃棄物の処理

1 建設リサイクル法

建設廃棄物の適正処理を図るため排出事業者は、建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等その他適正処理の責任を果たすとともに、発注者、処理業者等の関係者においても、それぞれの立場に応じた責務を果たすことが大切です。

(1) 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民生活の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 建設リサイクル法の概要

① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 一定規模以上の建築物その他の工作物に関する建設工事（対象建設工事）については、一定の技術基準に従い、当該建築物等に使用されている特定建設資材を分別解体などにより現場で分別することが、義務付けられた。
- 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等が義務付けられた。

② 対象建設工事（分別解体などの対象となる建設工事の規模）

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物に係る解体工事	床面積の合計が80㎡以上
建築物に係る新築又は増築の工事	床面積の合計が500㎡以上
建築物に係る上記以外の維持修繕等の工事	工事請負代金が1億円以上
工作物に係る解体工事又は新築工事等	工事請負代金が500万円以上

③ 特定建設資材廃棄物

分別解体等及び再資源化等の対象となる特定建設資材としては、

- コンクリート
- コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 木材
- アスファルト・コンクリート

が規定されている。

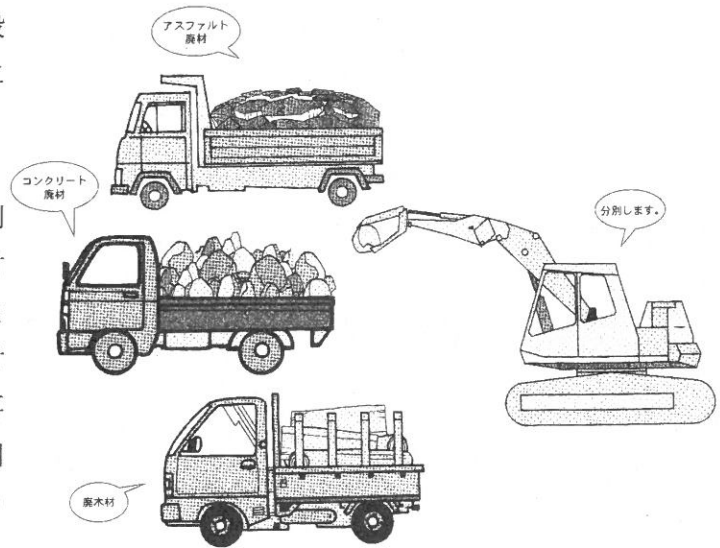
④ 分別解体等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体などが義務付けられました。

分別解体等は、一定の技術基準に従い、建築物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別する必要があります。

⑤ 再資源化等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられました。なお、特定建設資材のうち木材は、一定距離（半径 50 km）内に再資源化施設がないなど再資源化が困難な場合、適正な施設で縮減（焼却等）することも可能です。



(3) 発注者等の届出・契約等

① 発注者（自主施工者を含む）の義務

対象建設工事の発注者（自主施工者を含む）は、工事に着手する日の7日前までに、解体する建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、都道府県知事（又は建築主事を置く市町村・特別区の長）に届け出なければならない。また、都道府県知事は、その届出に係る分別解体等の計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し、分別解体等の計画の変更等を命ずることができる。

② 受注者の義務

元請業者は、対象建設工事の請負いにあたり、発注者に対して、分別解体等の計画等の必要事項を書面で説明しなければならない。また、下請業者に対して、発注者が都道府県知事に届け出した事項を告げなければならない。元請業者は、再資源化等が完了した際、その旨を発注者に書面で報告し、併せて再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

③ 書面による契約等

発注者と受注者（元請業者）との契約においては、契約書の中に建設業法で定められた事項の他、分別解体等の方法、解体工事や再資源化等に要する費用、再資源化等を実施する施設の名称・所在地等を明記することが義務づけられた。

(4) 再資源化の目標

国は、建設リサイクル法第3条の規定に基づき、廃棄物の発生抑制、再資源化等に関する目標や再生資材の利用の促進のための方策を明記した基本方針を平成13年1月に定めている。都道府県は、建設リサイクル法第4条の規定に基づき、国の基本方針に即して、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めている。

(5) 解体工事業者の登録制度

適正な解体工事の実施を確保するため、解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられました。

① 解体工事業者の登録

解体工事業を営もうとする者に、都道府県知事への登録が義務づけられました。

ただし、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者は、除かれています。

② 技術管理者の選任

解体工事業者に、解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者の選任が義務づけられました。

③ 標識の掲示

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見えやすい場所に標識を掲示する必要があります。

(6) 罰 則

分別解体及び再資源化等に関する命令違反や、届出、登録等の手続きの不備に関する罰則が定められています。

なお、再資源化等に関する事項については次のとおりです。

<再資源化等に係る事項>

・ 再資源化等に関する命令違反	50万円以下の罰金
・ 報告徴収に関する違反	20万円以下の罰金
・ 立入検査に関する違反	20万円以下の罰金
・ 再資源化等の記録の作成・保存に関する違反	10万円以下の過料
・ 対象建設工事の届出を怠った場合	20万円以下の過料

2 建設汚泥の再生利用個別指定

廃棄物の発生から再生利用まで確実に行われることを行政庁（県や市）が認めた場合、その運搬・再生を担う事業者を個別に指定し、許可不要とする法に定められた制度（再生利用個別指定）があります。建設汚泥については、適用範囲などを市の要領で定めています。（107～112 頁参照）

